

鳥取県告示第 852 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日野町社会福祉協議会 会長 小谷三郎	日野郡日野町黒坂 1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会 指定介護予防訪問介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	介護予防訪問介護	平成 19 年 9 月 30 日
〃	〃	社会福祉法人日野町社会福祉協議会 指定介護予防通所介護事業所	〃	介護予防通所介護	〃